

第4章 実現化方策

4-1 計画の実現に向けた取組

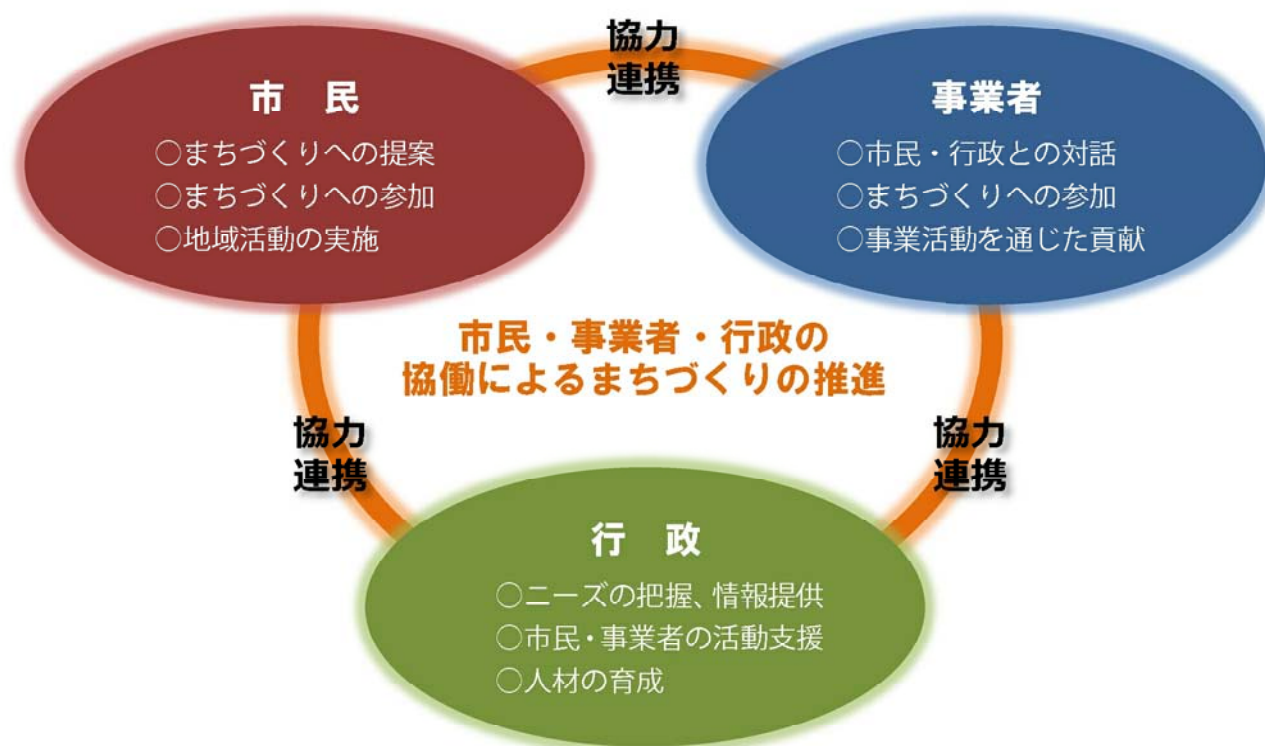
4-1-1 まちづくりの推進体制

本計画に示すまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政が相互に協力・連携しながら取り組むことが重要です。

人口減少や高齢化の進行、産業の衰退などにより地域の活力が低下するなかで、地域の課題やニーズを的確に把握し、地域の資源を活用した創意工夫による、個性あるまちづくりを進めるためには、市民の主体的な活動が欠かせません。

また、財政の悪化や担い手の減少により、道路や公園などの都市基盤や集落環境（農道や水路等）の維持管理、伝統行事の継承などに支障を来す恐れがあることから、まちづくりのさまざまな場面における市民や事業者の協力が求められます。

そのため、市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれの特徴を活かしながら、まちづくりに協働で取り組む体制の構築を図ります。



4-1-2 まちづくりの推進に向けた取組

(1) 協働のまちづくりの推進

①まちづくりに関する情報提供・交換

- ・まちづくりに関する情報提供の強化を図ります。
- ・また、市民と行政が情報を共有し、まちづくりについて一緒に考え、取り組むため、各地域での懇談会の開催など、市民と行政のコミュニケーションを図ります。

②まちづくり活動の支援

- ・多様化する地域の課題に密着した地域活動が行えるよう、まちづくり協議会やまちづくり自治会等の活動支援に努めます。
- ・市民が主役のまちづくりの推進を図るため、市民自らがまちづくりについて考え、自らの手でよりよいまちづくりを進めていこうとする団体（ボランティア・NPO等）の育成や活動支援に努めるとともに、リーダーとなる人材の育成を図ります。
- ・まちづくり協議会の会長などが集う香南市まちづくり評議会を開催し、市民と行政が協働で地域の課題を解決する仕組みづくりに取り組みます。
- ・香南市ではじめての「小さな拠点」である西川地区集落活動センターの活動を、県と連携して支援し、運営体制の強化を図ります。また、新たな集落活動センターの設立に向けた取組を推進します。

③まちづくりへの参加促進

- ・市民のまちづくりに対する意識を醸成し、まちづくり協議会やまちづくり自治会、自主防災組織等への参加を促進します。
- ・市民や事業者による道路・公園等の維持管理（清掃・美化）、防災・防犯活動など、地域活動への参加を促進します。
- ・各種計画の策定委員会や都市計画審議会等、まちづくりの計画・構想段階から参加しやすい仕組み（委員の公募等）をつくることにより、市民主体のまちづくりの実現を図ります。
- ・伝統行事や祭り、イベントなどへの参加を促進するとともに、これらの機会を活用した、まちづくりに対する市民の意識の醸成を図ります。

(2) 庁内体制の構築

- ・本計画の内容は、道路や公園などの都市基盤だけではなく、環境や防災、福祉、産業、歴史・文化など多岐にわたっているほか、市民のニーズも年々複雑化・多様化しています。そのため、庁内の各担当部門を越えた総合的な取組が実現できる体制づくりを目指します。
- ・また、本計画に関する個別具体的な計画や施策・事業の立案から、実施、評価といった一連の流れにおいて、本計画と整合した効率的な施策・事業の実施、費用負担の軽減を図るため、担当部局間の連携を強化します。

(3) 広域的な連携

- ・本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県、周辺市町村、関係機関との連携を強化し、財源も含めた役割分担により、広域的な視点にたった効率的・効果的なまちづくりを推進します。

4-2 計画の実現に向けた方策

都市計画マスタープランは、都市づくりに関する総合的かつ基本的な方針を示す計画です。

そのため、本計画に示す内容の実現にあたっては、都市計画の各種制度等の適用を検討するとともに、各分野の個別計画、具体の事業計画等の策定・見直しに努め、それらに基づく施策・事業を推進します。

また、本計画の内容は多岐にわたりますが、厳しい財政事情を踏まえると、施策・事業の効率的な実施が求められます。

そのため、これまで整備されてきた都市基盤や公共公益施設等の既存ストックの活用に十分留意するとともに、土地利用の動向や市民のニーズの変化、必要性・緊急性などを検討しながら、効率的な施策・事業の実施を図ります。さらに、国や県の補助事業の活用、都市計画提案制度や PFI 事業といった民間活力の導入など、財政負担の軽減を図り、計画の実現性の確保に努めます。

4-2-1 将来都市構造・土地利用方針の実現に関する方策

本計画においては、将来都市構造として、さまざまな役割の拠点を適正に配置し、拠点への都市機能の集積や拠点周辺への居住の誘導を図るとともに、それらの拠点を公共交通や幹線道路で結んだ、集約型の都市構造への転換を図ることを目指しています。

また、土地利用方針において、土地利用の適正な規制・誘導により、各ゾーン・各地区の土地利用を実現していくこととしています。

そのため、地域の特性や土地利用の動向、市民の意向等を踏まえながら、次頁に示すような各種制度等の活用を検討します。

■活用を検討する方策

方 策	内 容
都市計画区域、準都市計画区域	赤岡地域・吉川地域において、良好な居住環境の創出を図るための都市施設の整備や、防災上の観点から開発の抑制を図るため、今後の土地利用の動向によっては、都市計画区域や準都市計画区域の指定を検討します。その他の地域においても必要に応じて見直しを検討します。
用途地域	- 都市機能の誘導や土地利用の混在抑制のため、今後の土地利用の動向や市民の意向を踏まえて、用途地域の指定を検討します。 - 多様な都市機能の集積や商業地の形成を目指す商業地区や沿道利用地区において、商業系用途地域の指定を検討します。 - 産業拠点の形成を目指す工業地区（香南工業団地、香我美町の既存工業地、久喜谷工業団地）において、工業系用途地域の指定を検討します。
特定用途制限地域	用途地域の指定のない地域において、良好な居住環境や農林水産業等の生産環境の保全を図るため、それらに影響を及ぼす恐れがある特定の建築物の立地を制限する特定用途制限地域の指定を検討します。
開発許可制度	一定規模以上で新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るため、「香南市土地環境保全条例」の適正な運用を図るとともに、必要に応じて基準の見直しを検討します。
立地適正化計画	都市拠点や地域生活拠点周辺への都市機能の集積や居住の誘導を図るため、全市を対象として立地適正化計画の策定（都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定等）を検討します。
地区計画	- 道路や公園の配置、建築物の用途や形態等、地域の課題に応じたきめ細かな規制・誘導を図り、良好な居住環境の維持・形成を図るため、地域住民と協議を行いながら、地区計画の活用を検討します。 - 都市拠点・地域生活拠点において、都市機能の集積や拠点周辺の都市基盤整備を図るため、地区計画の活用を検討します。 - 一定規模以上の開発や土地地区画整理事業の実施区域において、都市基盤が整った良好な市街地の形成を図るため、地区計画の活用を検討します。
建築協定、緑化協定	住宅団地や商店街などにおいて、住宅地の環境保全や商業地の景観形成などを図るため、建築物の用途・形態・意匠等に関する基準を定める建築協定、緑地の保全や緑化を促進する緑化協定の活用を検討します。
風致地区	樹林地や水辺など良好な自然景観（三叉周辺等）や歴史的景観（赤岡市街地等）を有する区域の環境を保全するため、一定の建築物の建築や樹木の伐採等を制限する風致地区の指定を検討します。
土地地区画整理事業	都市基盤（道路・公園等）の整備・改善や市街地の防災性向上、住宅移転等を図るため、地域の特性や地域住民の意向等を踏まえながら、土地地区画整理事業の活用を検討します。
防災集団移転促進事業	津波などの災害危険区域から、より安全な地域への住宅の移転を促進するため、地域住民の意向を踏まえながら、防災集団移転促進事業の活用を検討します。
津波防災地域づくり推進計画	県が検討する津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定と調整しながら、津波防護施設や避難施設の整備、津波防災体制の強化、住宅立地の制限など、津波対策を総合的に進めるため、津波防災地域づくり推進計画の策定を検討します。

4-2-2 その他の方針の実現に関する方策

その他の分野別方針の実現に向けて、以下に示すような個別計画等の策定を検討します。

■活用を検討する方策

方 策	内 容
地域公共交通網形成計画・再編実施計画	・立地適正化計画の策定と併せて、公共交通の維持や利便性の向上、拠点の形成と合せた効率的な公共交通ネットワークの構築を図るため、地域公共交通網形成計画・再編実施計画の策定を検討します。
緑の基本計画	・豊かな自然環境の保全・活用、公園・緑地の整備、市街地等の緑化を計画的に推進するため、緑の基本計画の策定を検討します。
環境基本計画	・豊かな自然環境の保全やゴミの適正処理、地球温暖化の防止など、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定を検討します。
生活排水処理構想 公共下水道全体計画 水道事業基本計画	・住民すべてが快適で衛生的に生活できるよう、上下水道に関する計画に基づく事業を推進するとともに、今後の人口の動向や整備状況を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。
地域防災計画	・地震・津波災害、風水害、土砂災害などの災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づく取組を推進するとともに、必要に応じて見直しを図ります。
バリアフリー基本構想	・高齢者等の移動の円滑化を図るため、駅や公共施設などの周辺において面的・一体的なバリアフリー化を促進するバリアフリー基本構想の策定を検討します。
景観計画等	・豊かな自然環境の保全、歴史的まちなみの保全、市街地における良好な景観の形成などを計画的に推進するため、景観計画や景観ガイドプラン、屋外広告物条例などの策定を検討します。
その他	・公共公益施設や都市基盤（道路・公園等）について、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設総合管理計画や各種長寿命化計画の策定を検討します。

4-3 計画の評価と見直し

本計画は、概ね 20 年後を見据えて策定したものであり、その実現には長い期間を要することから、社会経済情勢や市民ニーズの変化、関係法令の新設・改正などに適切に対応することが必要です。

そのため、PDCA サイクルによる施策・事業の進捗管理を行い、中央圏域都市計画マスタープランや香南市振興計画などの上位計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを行います。

